

スーパー定期（単利型）

（2024 年 6 月 1 日現在）

1. 商品名と概要	自由金利型定期預金〈M型〉（単利型）（愛称：スーパー定期） 資金運用プランにあわせて、お預け入れ期間を 1 か月から 10 年まで指定できる単利型の定期預金です。
2. ご利用いただける方	個人および団体のお客さま
3. 期間	
(1) 定型方式	お預け入れ日から次の期間が経過した応当日を満期日として指定することができます。 1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年、7 年、10 年 ＊ 満期時は、お預け入れ時のご指定により、自動継続（元金継続または元利金継続）、自動解約（証書口を除きます）、現金払い（団体のお客さまのみとなります）のお取り扱いができます。
(2) 期日指定方式	任意の日を満期日に指定することができます。（ただし、上記定型方式で指定することができる日を除きます。） 1 か月超 10 年未満 ＊ 満期時は、お預け入れ時のご指定により、自動解約（証書口を除きます）、現金払い（団体のお客さまのみとなります）のお取り扱いができます。
4. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) お預け入れ金額	1 円以上 1,000 万円未満
(3) お預け入れ単位	1 円単位
5. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6. 利息	
(1) 適用金利	・お預け入れ時または自動継続時の店頭表示金利を満期日まで適用いたします。 ・ろうきんダイレクト（インターネットバンキング）により作成された預入期間 1 年のものに限定し、お預け入れ時または自動継続時の店頭表示金利に 0.10% を上乗せした金利を適用いたします。 ・上乗せ金利の適用については、金利情勢の動向等により変更することがあります。
(2) 利払い方法	・ 預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して利払いいたします。 ・ 預入期間 2 年以上のものは 1 年ごとの応当日に中間利払いをいたします。 中間利払時の利率・・・約定利率×70%（小数点第 4 位以下切り捨て） ・ 中間利払利息を差し引いた利息の残額は、満期日以後に元金とともにお支払いいたします。
(3) 計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算を行います。
7. 税金	・ 個人のお客さま・・・20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%）

	＊ 復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。 ＊ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。 ・ 団体のお客さま…総合課税（ただし、公益法人等の場合は非課税）								
8. 手数料	—								
9. 付加できる特約条項	個人のお客さまは以下のお取り扱いができます。								
(1) 当座貸越	・ 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 ・ 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の 90%（千円未満切り捨て）または 300 万円のうちいずれか少ない金額とします。 ・ 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に 0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。								
(2) 子定期	預入期間 2 年のものは、中間払利息を定期預金（1 年）とすることができます。								
(3) スウィングサービス	普通預金との間で資金を移動させるスウィング（自動振替）サービスのお取り扱いができます。（通帳口のみのお取り扱いになります。） ＊ 順スウィング【普通預金⇒定期預金】 ご指定の振替日に、普通預金の残高が一定金額を上回っていた場合、その超過額を普通預金から定期預金へお振り替えします。 ＊ 逆スウィング【定期預金⇒普通預金】 定期預金の満期日に、普通預金の残高が一定金額を下回っていた場合、満期を迎えた定期預金を自動解約し、解約元利金を普通預金へお振り替えします。								
(4) ランクアップサービス	定期預金の満期日に、金額、期間に応じて最も高利回りの商品を選択して自動継続を行うサービス（ランクアップサービス）のお取り扱いができます。（通帳口のみのお取り扱いになります。）								
10. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	・ 満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。 ・ 中間利払い済みである場合、利息計算の結果、支払済みの中間利息が中途解約利息額を上回る場合があります。その場合、利息の差額分は解約元金から控除いたします。 【預入期間 3 年未満】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 か月未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td></tr> <tr> <td>6 か月以上 1 年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> <tr> <td>1 年以上 3 年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> </tbody> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率	6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%	1 年以上 3 年未満	約定利率×70%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率								
6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率								
6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%								
1 年以上 3 年未満	約定利率×70%								

	【預入期間 3 年以上 4 年未満】																						
	<table><tr><th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr><tr><td>1 年未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率</td></tr><tr><td>1 年以上 1 年 6 か月未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td>1 年 6 か月以上 2 年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td>2 年以上 4 年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr></table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	1 年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率	1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×40%	1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×50%	2 年以上 4 年未満	約定利率×70%												
	中途解約日までの預入期間	中途解約利率																					
	1 年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率																					
	1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×40%																					
	1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×50%																					
	2 年以上 4 年未満	約定利率×70%																					
	【預入期間 4 年以上 5 年未満】																						
	<table><tr><th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr><tr><td>1 年 6 か月未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率</td></tr><tr><td>1 年 6 か月以上 2 年 6 か月未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td>2 年 6 か月以上 3 年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td>3 年以上 5 年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr></table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	1 年 6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率	1 年 6 か月以上 2 年 6 か月未満	約定利率×20%	2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×30%	3 年以上 5 年未満	約定利率×60%												
	中途解約日までの預入期間	中途解約利率																					
	1 年 6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率																					
	1 年 6 か月以上 2 年 6 か月未満	約定利率×20%																					
	2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×30%																					
	3 年以上 5 年未満	約定利率×60%																					
	【預入期間 5 年以上 7 年未満】																						
	<table><tr><th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr><tr><td>1 年 6 か月未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率</td></tr><tr><td>1 年 6 か月以上 3 年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td>3 年以上 4 年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td>4 年以上 7 年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr></table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	1 年 6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率	1 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×20%	3 年以上 4 年未満	約定利率×40%	4 年以上 7 年未満	約定利率×70%												
	中途解約日までの預入期間	中途解約利率																					
	1 年 6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率																					
	1 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×20%																					
	3 年以上 4 年未満	約定利率×40%																					
	4 年以上 7 年未満	約定利率×70%																					
	【預入期間 7 年以上 10 年未満】																						
	<table><tr><th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr><tr><td>1 年未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率</td></tr><tr><td>1 年以上 1 年 6 か月未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率</td></tr><tr><td>1 年 6 か月以上 2 年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td>2 年以上 2 年 6 か月未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td>2 年 6 か月以上 3 年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td>3 年以上 4 年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td>4 年以上 5 年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr><tr><td>5 年以上 6 年未満</td><td>約定利率×80%</td></tr><tr><td>6 年以上 10 年未満</td><td>約定利率×90%</td></tr></table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	1 年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率	1 年以上 1 年 6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率	1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×30%	2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×40%	2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×50%	3 年以上 4 年未満	約定利率×60%	4 年以上 5 年未満	約定利率×70%	5 年以上 6 年未満	約定利率×80%	6 年以上 10 年未満	約定利率×90%		
	中途解約日までの預入期間	中途解約利率																					
	1 年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率																					
	1 年以上 1 年 6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率																					
	1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×30%																					
	2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×40%																					
	2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×50%																					
	3 年以上 4 年未満	約定利率×60%																					
	4 年以上 5 年未満	約定利率×70%																					
	5 年以上 6 年未満	約定利率×80%																					
	6 年以上 10 年未満	約定利率×90%																					
	【預入期間 10 年もの】																						
	<table><tr><th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr><tr><td>1 年未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×5%のいずれか低い利率</td></tr><tr><td>1 年以上 2 年未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率</td></tr><tr><td>2 年以上 3 年未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率</td></tr><tr><td>3 年以上 4 年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td>4 年以上 5 年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td>5 年以上 6 年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td>6 年以上 7 年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td>7 年以上 8 年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr><tr><td>8 年以上 9 年未満</td><td>約定利率×80%</td></tr><tr><td>9 年以上 10 年未満</td><td>約定利率×90%</td></tr></table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	1 年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×5%のいずれか低い利率	1 年以上 2 年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率	2 年以上 3 年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率	3 年以上 4 年未満	約定利率×30%	4 年以上 5 年未満	約定利率×40%	5 年以上 6 年未満	約定利率×50%	6 年以上 7 年未満	約定利率×60%	7 年以上 8 年未満	約定利率×70%	8 年以上 9 年未満	約定利率×80%	9 年以上 10 年未満	約定利率×90%
	中途解約日までの預入期間	中途解約利率																					
	1 年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×5%のいずれか低い利率																					
	1 年以上 2 年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率																					
	2 年以上 3 年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率																					
	3 年以上 4 年未満	約定利率×30%																					
	4 年以上 5 年未満	約定利率×40%																					
	5 年以上 6 年未満	約定利率×50%																					
	6 年以上 7 年未満	約定利率×60%																					
	7 年以上 8 年未満	約定利率×70%																					
	8 年以上 9 年未満	約定利率×80%																					
	9 年以上 10 年未満	約定利率×90%																					
	11. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息）で保護されます。																					
12. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表または当金庫ホームページをご覧ください。か、窓																						

	口にお問い合わせください。
13. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 電話番号 0120-480-975 受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-rokin.or.jp
14. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫業務統括部またはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務統括部またはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時
15. その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 ・ 一部払い戻しはお取り扱いできません。

新潟県労働金庫